

(料金改定等のお知らせ)

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 あすならホーム富雄、あすならホーム西の京、あすならハイツあやめ池、あすならハイツ恋の窪
あすなら苑、あすならホーム郡山、あすならホーム菜畑

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.42円**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

【介護保険基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

①訪問看護サービスを行わない場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（14単位の増）	5,680単位	59,185円	5,919円	11,837円	17,756円
要介護2（24単位の増）	10,138単位	105,637円	10,564円	21,128円	31,692円
要介護3（40単位の増）	16,833単位	175,399円	17,540円	35,080円	52,620円
要介護4（51単位の増）	21,293単位	221,873円	22,188円	44,375円	66,562円
要介護5（62単位の増）	25,752単位	268,335円	26,834円	53,667円	80,501円

②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（20単位の増）	8,287単位	86,350円	8,635円	17,270円	25,905円
要介護2（31単位の増）	12,946単位	134,897円	13,490円	26,980円	40,470円
要介護3（48単位の増）	19,762単位	205,920円	20,592円	41,184円	61,776円
要介護4（59単位の増）	24,361単位	253,841円	25,385円	50,769円	76,153円
要介護5（71単位の増）	29,512単位	307,515円	30,752円	61,503円	92,255円

③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1（19単位の増）	8,121単位	84,620円	8,462円	16,924円	25,386円
要介護2（30単位の増）	12,687単位	132,198円	13,220円	26,440円	39,660円
要介護3（47単位の増）	19,367単位	201,804円	20,181円	40,361円	60,542円
要介護4（58単位の増）	23,874単位	248,767円	24,877円	49,754円	74,631円
要介護5（70単位の増）	28,922単位	301,367円	30,137円	60,274円	90,411円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,282円	329円	657円	985円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,840円	2,084円	4,168円	6,252円
初期加算/1日につき	30単位	312円	32円	63円	94円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,420円	1,042円	2,084円	3,126円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,042円	105円	209円	313円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,084円	209円	417円	626円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ/1月につき	640単位	6,668円	667円	1,334円	2,001円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ/1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	948円	95円	190円	285円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,469円	147円	294円	441円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,250円	225円	450円	675円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,771円	278円	555円	832円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,355円	336円	671円	1,007円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	646円	65円	130円	194円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,156円	116円	232円	347円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,917円	192円	384円	576円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,427円	243円	486円	729円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,928円	293円	586円	879円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）新規	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）新規	所定単位数に4.2%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に20.0%（13.7%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に17.9%（13.7%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（ 本人・家族・代理人 ） 印